



ごあいさつ

「日帰りバス旅行」



9月は豊明市商工会の日帰りバス旅行「三大牛プレミアムブッフェと国宝彦根城」がありましたので、役員として参加してきました。

三大牛は「近江牛」「松阪牛」「飛騨牛」とのことで、すき焼き・カレー・牛骨スープなどが食べ放題で美味しく楽しめました。

彦根城は初めてで天守閣も楽しみでしたが、耐震工事の

ため入場できず、代わりに左和口多聞櫓が特別公開されており、敵に対する備えや建築上の工夫など楽しむことができました。また夢京橋キャッスルロードも少しブラブラすることができました。

ただ暑かった。9月も何日か猛暑日を記録しましたが、この日も暑かったです。秋を感じる期間が短くなり、季節も四季から三季になってしまうのでしょうか・・・。

今月のテーマ

「遺言に関するQ&A 第8編」



今月号は遺言に関するQ&Aの第8編として、「推定相続人同士が不仲・推定相続人が音信不通」をテーマとします。

第45号（2023年9月号）もご参照ください。

Q1. どうして「推定相続人同士が不仲・推定相続人が音信不通」をテーマとしたのですか？

A1. 遺言を作成することでスムーズな財産承継ができますので、是非とも遺言の作成を検討してもらいたからです。

Q2. 「推定相続人」とはどのような人ですか？

A2. ある人が亡くなることで相続人となる立場の人のことです。

例えば、Aには妻Bと子Cがいるとします。もしAが死亡した場合、妻Bと子CはAの相続人となります。このように、Aが死亡した場合に相続人となる地位にいる人（今回のB・C）のことを「推定相続人」といいます。

Q3. どうして遺言があると相続手続きがスムーズになるのですか？

A3. 相続人全員で話し合うことなく、遺言で定めた人に財産承継ができるからです。

遺言がない場合、相続人間で遺産をどのように分けるかを決めるには、相続人全員で協議をして合意しなければいけません。この協議のことを「遺産分割協議」といいます。

遺産分割協議が「成立した」というためには、次の条件を全て満たす必要があります、一つでも条件をクリアできなければ遺産分割協議が成立したとは言えません。

- ①相続人全員で協議を行うこと。
- ②相続人全員が合意すること。

ア) 推定相続人同士が不仲のケース

②の条件を満たせない可能性が高いです。また事案によっては①の条件を満たすことも難しいことがあります。

イ) 推定相続人が音信不通のケース

- ①の条件を満たせない可能性が高いです。

Q4. 遺産分割協議が成立しない場合、どうすれば良いのですか？

A4. 遺産分割調停や遺産分割審判といった家庭裁判所で行う裁判手続きで解決を図ります。

遺言がない場合、まずは遺産分割協議からスタートするのが一般的です。

しかし、「相続人の一人が協議に参加しない」「参加しても全員で合意することができない」ということもあります。そうなりますと、遺産の分け方が決まらないため財産承継ができないこととなります。

このような場合、家庭裁判所で行う「遺産分割調停」や「遺産分割審判」といった裁判手続きを利用して解決を図ることになりますが、多くの人にとって裁判所は縁遠いものでありますし、また最終的な結論ができるまでに相当な時間も要します。

その点、遺言があれば、相続人同士で協議することなく意図した財産承継ができるという安心感と、裁判手続きをしなくてもよいという安心感の2つの安心感を得ることができます。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市